

世界の潮

- UNTACは選挙の延期を 前田哲男 110
ロシア政治 国民投票後の焦点 下斗米伸夫 115
「対口支援」の論理と日本 斎藤哲 120

自衛隊の空母保有願望と日米摩擦 佐々木芳隆 124
米国ペルス・ゲア改革のゆくえ 東郷茂彦 128

特集

憲法　私たちの論じ方

活かすことが護ること——奥平康弘 24

憲法第九条——アジアからの視線

李泳禧（韓国） 崔章集（韓国） 趙宏偉（中国）

李鴻禧（台湾） 許慶雄（台湾） R・コンスタンティノーレ（フィリピン）

A・R・A・バギンダ（マレーシア） J・B・クリスタント（インドネシア）

黄彬華（シンガポール） チェーモン・ウー・タウン（ビルマ）

私はこうして女性の権利条項を起草した——ベアテ・シロタ・ゴードン 61

いまこそ憲法に戻らざるをえない——浅井基文 89

日本国憲法の誕生（クリオ・ライブラー）——古関彰一 81

れられるものではない。

戦後、ビルマの人々は兵隊マスターとはまったくタイプの異なる日本人のビジネスマンたちと接することになった。しかしビルマ人はまだ日本人を全面的に信頼するには至っていない。

ジャーナリストであり、作家である個人についていえば、戦後数回日本を訪れ、日本の文化を学ぶ機会を得た。

日本の人々は世界でもっとも豊かな教養を持った人たちであることを私は知つた。日本人は、世界で一番という表現を使いたいぐらいに親切であり、人情豊かで礼儀正しく、寛容な心根を持つ人たちである。この優雅で優しい民族からどうして戦時中のあの野蛮で残酷な兵士たちが生まれたのだろうか？

その答を見つけたと私は信じている。民族の文化や特性は兵士のメンタリティ一とはまったく別のものなのだ。兵士はその職務の故にそもそも非情な存在であり、そうなるように訓練されるのである。日本軍の将兵はきわめて熱心にその責務を果たした。

将来また日本軍兵士があらわれるとすれば、その姿はある悪名高い戦争の時に

であろう。

に率いられて、世界でもっとも豊かな国へと成長を遂げた。その日本が軍事力拡大の競争に加わるならば、頭角をあらわす軍事集団は、企業のリーダーたちをしがく野心的、侵略的な集団となるであろ

う。彼らはかつての將軍たち以上に強力でアグレッシブであるかも知れない。かつて日本軍によつて征服された経験を持つビルマ人や朝鮮人、中国人たちは、あの時代の日本軍将兵を忘れるわけはないし、また許すこともあり得ない。

彼らが親愛の情を抱くことすれば、アジアの産業・経済のリーダーとしての日本であろう。日本の兵隊の姿は二度と再び見たくはないと彼らは考えている。この人たちの怨念は日本国憲法第九条の内容を知ることでいやされたのであった。

彼らビルマや朝鮮半島や中国の人々が、このすばらしい日本国憲法の条文が

書きかえられることを絶対に肯んじない

後大きな犠牲を払つてつぐなってきた。

ならば、それはあの悪夢のような軍国主義者一派を生み出すことになる。彼らは必ずや侵略戦争を引き起こす。そうなれば、アジアも世界も、むろんのこと日本も破壊しつくされるだろう。

兵器を造りだす最新のテクノロジーは極めて危険な代物である。日本は、危険な兵器を操る新しい軍事集団をつくりだすべきではない。

私たちビルマ人は日本国民が憲法の平和条項をそのまま守つて行くことを望んでいる。祈つてもいる。またそう要求する。

【訳・田辺寿夫】

一九二六年ビルマのパガンに生まれる。一九四七年以降一貫してジャーナリストの道を歩む。日刊紙「チエーモン」を創立、ビルマ最大の部数に育てる。ネウイン時代に三年間投獄される。現在はアメリカに亡命、フロリダに在住する。

インタビュー ペアテ・シロタ・ゴードン

聞き手
横田啓子
アーバス・大学講師

私はこうして女性の権利条項を起草した

はじめに

第一四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第二四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

(2)配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

一九四七年に発布された日本国憲法は、戦後、連合軍総司令部の草案をもとに日本側との幾多の議論と折衝を経て制定されたことは周知の事実である。しかしながら、この憲法の中でも女性の権利について規定した条項である、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」による差別を禁じて人間の平等を保障する第一四条と、婚姻における男女の平等を規定する第二四条が、総司令本部に勤務していたペアテ・シロタという、当時二二歳であった女性文官によって起草されたという事実についてはあまり知られていない。

日本国憲法は、性による差別の禁止を謳っているが、皮肉

なことにこの憲法草案を起草したアメリカの合衆国憲法には「性別」による差別という一項がなく、そのため平等のために憲法改正案について未だに検討中なのである。

さらに、日本国憲法は、第二四条にあるように男女の平等を、公的な場を超えて私的な家族における平等まで規定するなど、画期的な憲法であった。今日においても旧ソ連やボーランドなどの旧社会主義国の憲法においてすら、結婚と家族生活における平等の保障を目的とする条文があるくらいで、私生活にまで男女平等の概念が拡大されている日本国憲法は世界に類をみない革新的な憲法である。

これまで、女性の権利に関する条文の制定過程についてはあきらかにされてこなかつたが、ハーバード大学ライシャワード研究所のスザン・ファー所長（政治学）の研究により、女性の権利に関する条文は、ベアテ・シロタという、何と当時二三歳であった女性文官によって起草されたものであつたことが判明した。

スザン・ファー氏の研究によると、憲法制定過程において、米国務省や連合軍司令本部の指令や議事録、日本の様々なグループが提出した憲法草案などの多くの資料の中で、「憲法研究会」の草案のみが女性について言及していたという。しかしながら、それは女性参政権や男女平等のための改革案ではなく、憲法草案の起草が占領本部によって秘密裡に着手されるまで、女性の権利に対する提起はまったく存在しなかつた。マッカーサー自身、女性参政権を支持しては

いたが、占領本部内で憲法を起草するために彼の出した指令には、憲法草案に女性の権利条項を導入するよう指示した形跡はなく、この点で彼は指導力を發揮したとは言いがたいとファー氏は分析する。

女性の権利に関する条文を起草したベアテ・シロタの証言によつて、男女平等の思想が新憲法に取り込まれたのは、シロタと彼女の属した人権小委員会のメンバーが強く推進した結果であることがわかつた。

しかし、ベアテ・シロタはなぜ憲法草案に女性の権利を書き入れようとしたのか。そこには歴史のドラマがあつた。弱冠二二歳ではあつたが、それまでの彼女自身と彼女の家族の歴史が時代の大きな変化の中に絡まり、新しい変革が見事に生み出されていったのである。

第二次世界大戦が終結した時、ベアテ・シロタは二二歳だった。連合軍司令本部民政局の初の女性文官として来日。彼女が憲法起草委員会の人権担当委員として重要な任務を任せられたのは、彼女が日本語に堪能であつたばかりではなく、日本社会の事情に精通していたからである。

「私の仕事と人生は最も興奮に満ちたおもしろいものでしよう。よく響く声でおおらかに笑いながら、目を輝かせ生き生きと言いくる魅力的で、洗練された銀髪の女性。ベアテ・シロタ・ゴードン（結婚後ゴードンに改名、シロタはミドルネームになる）は、ロシア人ピアニストの両親のもとに、一九二三年、ウィーンで生まれた。一九二八年、五歳の時、父親の

日本での少女時代

——ゴードンさんが子供の頃みた日本はどんな様子でしたか。

ゴードン 私は当時の日本社会にずいぶん溶け込んでいたと思います。私の両親は、日本社会から孤立していた他の西洋人のようになりたくなかつたので、両親にはたくさん日本人の友達がいましたし、日本の物もたくさん家にありました。私も日本のことをできるだけ多く学んで欲しかつたようです。だから私は、おはじきや羽子板などの色々な日本の遊びを、いつも日本人の子供と一緒にしていました。

大きくなるにつれて、日本の女性について多くのことを聞いたり見たりしました。

例えば、日本女性は家庭では力を持っていること。父親はあまり家にいなくて、子供の教育は母親の役割で、教育だけでなく、子供の文化的な活動に関するることはすべて女性によつて決められ取り計られていました。

しかし、女性はパートナーなど、公的な場には一切現われ

（横田啓子）

——日本の男性はお母さんとの様に接していましたか。

ゴードン 母をとても尊敬しているようでした。日本の男性の、日本女性と外国人女性に対する態度はとても違っていました。違うことも知っているようでした。父が芸者の来るお座敷に招待された時、母も一緒に招待されました。私は、非常に有名なクラシックの歌手が日本に来た時、その人の妻も、母も父も芸者のいる盛大なお座敷に招かれた時の写真を今でも持っています。

——お母さんは日本が好きでしたか。

ゴードンええ、とつても。でもウィーンをとても懐かしがっていました。両親はウィーンに長い間住んでいましたし、文化的な活動にも深くかかわっていましたから。日本にも文化的な機会はありました。戦前は、ウィーンほどではなかったです。それに、何といっても、ウィーンは世界の中心でしたから、有名な人も数えられないくらいいました。それでも、母は日本が好きで、日本女性の友人もたくさんいました。日本女性の生活をとても興味深く思つたのです。日本文化を学ぶことにも興味があつて、母は私に生け花を習わせました。私は日本舞踊まで習いましたが、わたしにはどうも難しききました。でも、少しの間だけれども習つたんですよ。お琴の名手にも会つて、演奏を聞くためにその方のお宅によくお邪魔しました。私は六歳の頃から西洋のものでも、日本のものでも、あらゆる演奏会に行きました。

私は深く豊かに日本社会に溶け込んでいきました。父に

経験したのです。母はウィーンにいる時、お金が必要でピアノを売ったのですが、次の日にはそのお金で一着の服とパン一斤しか買えませんでした。

日本に来てから、私達はとてもいい暮らしができました。当時、西洋人は召使をやとえたのですが、私は、いつも物事はこのようにうまく行くわけではないことをはつきり意識していく、まさかの時のために準備すべきだと思つていました。それも両親がそうだったからで、とても感謝していました。特に母は、父がピアノと音楽に熱中している一方で、こういったことに対しても現実的でした。

——戦争には気づいていましたか。

ゴードンもちろん。私は乃木坂紀尾井町十番地に住んでいましたから。三連隊のすぐ側で、兵隊が白木の箱を抱えて歩いているのを見ていきました。私がアメリカに渡る前に、両親は私に中国を見せたかったので、一九三九年に私達は中国に行きました。鎌倉丸に乗って、青島で軍艦のサーチライトを見たりして戦争のことは知つていました。でもアメリカと戦争することになるとは、特に父はまったく信じておりませんでした。私がミルズ大学に入學してから四一年の夏に、両親は私に会いにアメリカに來たのですが、日本に帰りました。

ベアテが後に日本での任務についていた理由の一つは、太平洋戦争が始まった後、日本を脱出できず音信不通になつてゐた両親を捜すためでもあった。東京の家は空襲で焼失しており、山深い所にあつた一家の別荘を探したところ、両親が凍え死にそうになつて

は、後に有名な素晴らしいピアニストになった日本人のお弟子さんがたくさんいたので、彼らとも仲良くなりました。これらの一連の教育を受けた人々と彼らの業績は、私にとっていつも刺激的でした。それに彼らはたいへんな読書家で、すべての本を読んでいました。日本ではトルストイや、ドストエフスキーや、ゲーテなど、すべてが翻訳されていて、みんなが読んでいました。彼らの両親も知的で、教養のある生活を送っていました。

私の両親は特別だと思ひます。なぜなら、当時の外国人で私ほど日本人を知つている人はほとんどいなかつたからです。そこに住んだり、日本の本当にたくさんの子供たちと一緒に遊んだりしないかぎり学べないような深い理解や、本で決して学べないことを、私に与えてくれた両親にとても感謝しています。両親の友人で隣人でもあつた梅原龍三郎さんの子供は、私より少しだけ年上だったのでよく一緒に遊びました。

アメリカ人の先生と現代的なダンスをする日本人の先生にバレエを習つていて、私はまだ小さかつたけれど彼らと一緒にコンサートや色々な所に行きました。

私は一人っ子でしたが、両親は私を甘やかすことはありませんでした。それはおもしろいことです。両親はいつも私に教育、知識が次の世代に残せる唯一のものだと言つています。お金は出たり入りたりして、金持ちになつたり貧乏になつたりする。両親はヨーロッパで極度のインフレーションを

——いるところを発見したという。

日本国憲法草案起草に貢献する

一九四一年十二月七日、日本軍の真珠湾奇襲により太平洋戦争勃発。翌年ベアテは米国民権を取得した。そして、日本語が堪能であったため米連邦通信委員会の委託で、日本の短波放送をモニターする仕事を行なつた。当時、日本語が理解できる白人は米国に六〇人存在するだけだったという。翌年の四三年にミルズ大学を卒業した後はタイム誌の編集局で調査編集員の仕事や、戦争情報局で対日宣伝工作の仕事に従事し、日本人向けに短波放送を担当したこともある。戦争が終わると、初めての女性文官として、一九四五五年十二月に日本に行き、占領軍の民政局調査員の任務に就く。そして一九四六年の二月に日本国憲法の草案作成を命じられた。

——なぜ女性の権利条項を書くことになりましたか。その過程をお話しください。

ゴードン ホウイットニー准将が突然、私達を召集して日本国憲法の草案を六日間で書き上げるように命令しました。それは日本政府が準備した憲法草案が大日本帝国憲法の域を出なかつたため、日本人では新しい憲法が作成できないとマツカーサーが判断したためです。私は人権小委員会に配属されました。メンバーはピーター・ルースト陸軍中佐、ハリ・エマーソン・ワイルズ博士（文官）と私の三名でした。

ルーストとワイルズの二人の男性は、「女性だから」という

理由で私に女性の権利条項を作成するように命じましたが、彼ら自身、日本女性の隸属的な状況に非常に同情的で、フェミニズムの考え方を持ち、私を励ましてくれました。また、私は「学問の自由」についての条文も書きました。

憲法草案を作成するように指名されたとき、まず、各種の憲法を調査しなければならないと思いました。タイム誌の調査員としての作業を思い起こして、各国の憲法や法規の調査から着手することにしました。憲法草案起草の任務は極秘事項であったため、その作業が一般に知られないように一つの図書館に集中せずに、ジープに乗つていくつかの図書館に行き、十二か国ほどの憲法を集めてきました。憲法草案起草委員会の中で、日本の事情に通じていた人は非常に少なく、他の委員会のメンバーも私が収集した資料を各自の分野で参考にしました。

もちろん、日本女性に女性としての権利をもたらす機会が来て、なんて素晴らしいことかと思いましたよ。自分の経験から、お見合い結婚のことや、日本での結婚の決められ方についても知っていました。草案を考える時に、自分の日本での経験から知つたことが影響したのは、当然です。日本の女性の権利で何が欠けているのか。財産権や相続権がないこと、選挙権がないこと、女性は結婚したい人自分で選べないこと、女性は自分から離婚できないのに、男性はできること、こういったことは私にはたいへん心外でした。だから、すべてのことを憲法に盛り込みたかったのです。

おいてのみ有効である。」

その次が、後の二四条の元になった草案です。

「家族は、人間社会の基礎であり、その伝統は良きにつけ悪しきにつけ、国民に浸透する。故に、婚姻と家族は法によって保護され、親権者の強制によることなく両性の合意の下に、男性支配によることなく協力の下に、両性の明白な法的、社会的平等の上に成立すべきことを、ここに規定する。この原則に反する法律は廃止され、個人の尊厳と本質的な両性の平等の見地から、配偶者の選択、財産権、相続権、住居の選択、離婚と婚姻と家族に付随する他の事項にわたる法が制定されねばならない。」

次の条文は、運営委員会で削除された草案です。

「国家は、妊婦及び育児にかかる母親を、既婚、未婚を問わず保護し、必要な公的補助を与える義務を負う。非嫡出子は法的な差別を受けず、身体的、知的、社会的環境において嫡出子と同じ権利と機会を与えられる。いかなる家庭への養子縁組も、夫と妻の双方が存命する限り、両者の明らかな合意なしには認められない。養子に対する他の家族員の利益を害する優遇措置はこれを認めない。長子の特権は廃止する。」

私はこうして女性の権利条項を起草した
67 —————

「すべての子供は、出生状況のいかんに拘わらず、個人の成長のための平等な機会が与えられる。本目的達成のために、八年間にわたる無料の普通義務教育が公立小学校において与えられる。中等、高等教育はそれを希望するすべての適性の

女性の権利を保障する条項を起草するにあたっては、日本女性の地位や日本の文化、社会慣習を熟慮して、特に次の三點に留意して、可能な限り明確で具体的に書くように努めました。

(1) 合衆国憲法には女性の権利を保障する条文が存在せず、あいまいであるため、米国女性は法的不利益を被っている。

(2) 日本の男性中心の官僚制度と社会の中では、憲法で規定しておかなかきり、女性解放を実現するための法的規制是非常に困難である。

(3) 日本語はどちらにも解釈できるようないまいな表現が可能であるから、草案は、日本人男性官僚によつて都合のいいように解釈されないように明確である必要がある。

草案を起草する段階では、例えば、妊娠の健康保護や出産休暇のことなど、多くの点について細かいことまで、社会的なことについても書き込みました。

——具体的にはどんなことですか。

ゴードン これが人権委員会でまとめた草稿のコピーです。

「すべての人間は法の下に平等である。人種、信条、性、門

地、国籍による、政治的、経済的、教育的、社会的関係における差別はいかなるものも認めず、許容しない。称号、名誉、勲章、殊勲の保有または授与にはいかなる特權も、伴わない。殊勲の保有または授与は、既存か将来授与されるかに拘わらず、それを保有または授与された個人の生存の限りに

ある学生に無料で与えられる。学習教材費は無料でなければならぬ。優秀にして援助を必要とする学生には国家の補助が与えられることがある。」

私は、養子がいつも女性の意志とは関係なく、男性の家系を継承するという目的で行なわれていたのを、実際に見て知つてないのでこれを書き入れました。

運営委員会に草稿を提出した時、私の他はすべて男性だったのですが、彼らは、私の草案は「アメリカ合衆国憲法よりもかなり先進的で、合衆国憲法にも女性の権利を保障する条文はない」、「憲法の条文としては具体的すぎ、社会福祉法のようだ」、「憲法によって社会革命を起こすことはできない」と批判しました。

わたしは一生懸命、女性の権利は普遍的な人権であると反論し、人権委員会の同僚の二人の男性、ルースとワイルズも私を支持してくれました。女性の権利を憲法に取り込むことに対して、命をかけるような決意をした思いがあつたので、議論の途中で感情的になり泣いてしまったこともあります。現在の条文には解釈の余地があるかもしれません、それ

は運営委員会が具体的に規定することを望まなかつたからです。彼らは私に、もつと一般的に書くように指示しました。しかし、それでも日本国憲法は合衆国憲法よりもつと細かく規定されていると思います。

——母性保護や、未婚、既婚から派生する問題、また非嫡出子の差別問題については、現在、日本のフェミニストや市民が批判をし、さまざま問題提起を行なっています。

ゴードン 現在の日本女性がそれについて闘っているなんて、興味深いですね。私は、母性保護については、スカンジナビア諸国の憲法をはじめ多くの憲法を読んで、とにかく最善のものを取り入れるようにしました。この問題について非常に具体的に制定している憲法はいくつかあるのです。私は多くの憲法の中から、最善の条文を取り出し、当時の日本に欠けていた権利を補おうとしました。しかし、運営委員会が削除してしまったのです。基本的には、社会福祉法で制定すべきものだったとは思いますか……。

でも、当時の運営委員会のメンバーに会つたら、言ってやりたいですね。ほら、みてごらんなさい。今、日本女性が苦労しているじやありませんか（笑）。

憲法制定委員会が準備した憲法草案は、日本側に一九四七年二月三日に提出された。日本側は女性の権利を保障する規定を消滅させようと試みた。その約一ヶ月後、三月四日に草案英文の翻訳作業と日本側の修正案に対する会議が、日本側代表と占領本部憲法制定委員会によって開かれた。この会議にペアテ・シロタは翻

——訳官の一人として出席した。
——会議の様子は。

そこで、憲法制定運営委員会の委員長であつたケイディス大佐は、私をあらためて日本側代表者たちに紹介し、会議で長時間にわたり、アメリカ側のみならず日本側の通訳も助け、翻訳作業に献身的に働いていた私の労をねぎらってくれたうえで、私が女性の権利についての起草者であることを説明してくれました。そして彼は穏やかに、「シロタさんは女性の権利に命をかけていますから、譲歩しないでしょう。この女性を悲しませるつもりですか」と懇願したのです。そして、長時間の議論もなく、日本側はやむなく条文を受け入れました。女性の権利についての条文が日本側に受諾されたのは、何にもましてケイディス大佐の素晴らしい人格と魅力的な性格、卓拔な説得力が効を奏したからだと思い、今でも心から感謝しています。

日本側修正案は占領本部によって拒否され、第一四条と第二四条はほぼそのまま残つた。一九四六年の国会における憲法審議において男性議員は非常に反発したが、当時すでに選出されていた三九名の女性議員たちは圧倒的に支持した。大勢をしめる男性議

員たちは、最終的には、家族制度が法的に廃止されても社会的慣習は継続すると考え、新憲法の男女平等の思想と日本の伝統的価値觀は矛盾なく存在しえるものだと解釈し、承認した。そして、占領本部との最終的協議を経て合意に達した後、日本国憲法は一九四七年一月三日に発布された。

——この前後に、憲法について日本女性との接触はありましたか。

ゴードン いいえ。憲法草案の作業は極秘であつたため、憲法の女性の権利に関する条文に関して、日本女性との交流は一切持ちませんでした。また、占領に関する情報も、その後長い間公開されず、マッカーサー元帥も生きておられたし、この件に関する語ることも禁止されていましたので、インタビューを受けるようになつたのは、つい最近です。

——ミルズ大学での教育や、ゴードンさん自身が女性であることが影響を与えたましたか。

ゴードン もちろんです。私が子供時代に観察し経験した、日本人の生活や女性と男性の地位についての理解と知識が、ミルズ大学でのフェミニスト的教育に影響されて、女性の権利条項を起草するための強い動機になつたと思います。

女子教育は、女性が男性中心の世界で生きていけるように準備すべきです。日本のような、女性の権利に対しても多くの拒絶感のある男性優位の社会では、女子教育も容易ではないことを、私は充分認識していました。だから、女性の権利もきちんと法制化することが必要だと思ったのです。



岩波新書

英語の感覺 (上)

大津栄一郎著

定価五八〇円(税込)

英米人と日本人とでは、物の見方や感覚そのものに根本的な違いがあるのではないか。著者はその視角から英語表現上の約束事を洗い直し、これまでみくもに暗記、反復練習すべきものとされたきた文法事項や慣用表現の中に、実は納得しうる理屈や根拠が貫かれていることを明らかにする。英語らしい発想を身につけたい人に必読の書。

ないという事実が、それを証明しているのではないでしょうか。

——草案起草の仕事を振り返ってみて、今、どう思われますか。
ゴードン 当時の憲法制定委員会や占領本部の任務についていた人々と同様に、私も、日本を民主化するという強い使命感を持ち、日本女性の地位を向上させ、何とか平等を実現したいと意欲に燃え献身的に働きました。

憲法草案を起草したことは個人の仕事ではなくて、委員会の仕事です。しかし、女性でなければあの条文案は書けなかつただろうと確信しています。委員会の男性が女性の権利に関心がなく、私を応援してくれていなかつたら、草稿の第一段階で没になっていたかもしれません。それは疑う余地がないことです。

しかし、励ましてくれたとはいって、四五年前の男性は、女性の権利について私と同じくらい心を傾けなかつたと思います。振り返つて見ると、もし、私が日本に住んだことのある女性でなかつたら、日本の女性の権利についてこれだけの努力をしたとは思えないのです。当時はこんなことを考えませんでしたが……。本当に興奮に満ちた、素晴らしい、やりがいのある仕事でした。

ペアデ・シロタは憲法草案起草以外の任務では、占領本部の民政部の文官として、戦争責任者の公職追放のリスト作成の仕事を携わつた。

また、戦後一〇〇以上も形成された政党の調査を行ない、特に

それらの政党の女性党员の数、女性のための政策の有無とその内容を調べ、報告書を作成した。さらに、日本政府から女性と政治に関する情報をいつも収集し、アップデートする仕事を行なつた。その時、知り合つた加藤シズエとは女性問題についてよく話し合つたという。また、民政部の文官としての立場から、女性問題担当ディレクターのエセル・ウイード中尉を助け、女性に関して収集した情報を提供するなどの協力をした。

市川房枝が米国の女性の状況を視察するために訪米した時には、女性の地位に関する情報を提供したり、女性問題について意見を交わしたり、市川に付き添つて、アイゼンハワー大統領に謁見し通訳をするなどして協力を惜しまなかつた。その後、シロタは連合軍総司令本部の任務から退き、日本の女性運動家たちとの交流も途絶えた。

一九四八年に米国に戻つた後、連合軍総司令本部での同僚、翻訳官であったジョセフ・ゴードン少尉と結婚。一九五四年にはニューヨーク日本協会の学生交流委員会ディレクターになり、当時アメリカ人がまったく無関心であつた日本について紹介するための文化活動を行なひながら、日本人学生や在米邦人には惜しみなく助力を差し伸べた。

一九六〇年にアジア協会の舞台芸術ディレクターに就任。九年に退職したが、今もなおアジア協会舞台芸術部の上級顧問として、アジア諸地域や東欧とアメリカを結ぶ文化交流の仕事に活躍している。欧米社会における舞台芸術の交流、企画制作部門での重鎮的存在である。